

第 38 号議案

町有財産の減額貸付けについて

下記の町有財産の減額貸付けをしたいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 貸付財産の表示
所在地 愛南町岩水 9 番地 2 ほか
種別、数量 土地(宅地) 1,931.48 m²
建物(鉄筋コンクリート造) 519.60 m²
- 2 貸付けの目的 障害者就労継続支援 B 型事業所
- 3 貸付けの相手方
住所 愛媛県南宇和郡愛南町岩水 9 番地 2
氏名 特定非営利活動法人たちばな
理事長 松藤 清和
- 4 貸付料 減額貸付額 年額 274,900 円
(条例で定める価格 年額 1,374,900 円)
- 5 貸付期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 3 月 19 日提出

愛南町長 中村 維伯

提案理由

福祉事業等による就労支援及び町有財産の有効利用を図ることを目的として、貸付料を減額し、貸し付けるため。

参考資料

貸し付ける町有財産の明細

1 土地

所在地	種別	面積(m ²)
愛南町岩水9番地2ほか2筆	宅地	1,931.48

2 建物

所在地	種別	棟数	建築面積(m ²)
愛南町岩水9番地2	鉄筋コンクリート造	1	519.60